

魚津市告示第172号

魚津市漁業燃料価格高騰緊急対策事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 9 月 18 日

魚津市長 村椿 晃

魚津市漁業燃料価格高騰緊急対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成 2 年魚津市規則第 6 号。以下「規則」という。）第 21 条の規定に基づき、魚津市漁業燃料価格高騰緊急対策事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 漁船 漁業の用に供される船舶のうち、燃料により稼働する原動機を搭載しているもので、次に掲げる条件を全て満たすものをいう。

ア 漁船法（昭和 25 年法律第 178 号）第 10 条に規定する都道府県知事の備える漁船原簿への登録を要するものにあつては、当該年度中においてその登録が有効であるもの

イ 船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）第 5 条に規定する船舶検査を要するものにあつては、第 5 条に規定する期間中にその船舶検査証書が有効であるもの

(2) 燃料 漁業の用に供するための漁船に使用する重油及び軽油をいう。

(補助金の交付)

第 3 条 市長は、燃料価格の高騰により経済的影響を受けている市内の漁業者の経営安定化のため、漁業者が漁業経営セーフティーネット構築事業費補助金交付等要綱（平成 22 年 3 月 30 日付け 21 水漁第 3036 号農林水産水産事務次官依命通知）に定める漁業用燃油価格安定対策事業（以下「セーフティーネット」という。）に積み立てる費用の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1） 漁船により漁業を営む者
- （2） 魚津漁業協同組合又は富山県鮭鱒漁業協同組合（以下「組合」という。）に所属する者
- （3） 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により、本市の住民基本台帳に記録されている者又は市内に事務所を有する法人
- （4） 漁獲物を産地市場に卸している者
- （5） セーフティーネットに加入している者

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、補助金の交付の対象としない。

- （1） 魚津市暴力団排除条例（平成24年魚津市条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者
 - （2） 前号に掲げる者のほか、補助金の趣旨に照らして補助対象者となることが適切でないと市長が認める者
- （補助対象経費及び補助額）

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象者の令和7年4月分から令和8年3月分までのセーフティーネットの積立額の4分の1とし、これに対し16分の1以内において補助金を交付する。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、魚津市漁業燃料価格高騰緊急対策事業補助金交付申請書兼実績報告書（個人・法人）（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出するものとする。

- （1） 補助対象経費の支払を証する書類の写し
- （2） 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

2 前項の規定にかかわらず、交付申請者は、組合に対し補助金の交付に係る申請その他一切の行為を委任することができる。

3 前項の規定により委任を受けた組合は、第1項に定める申請期限までに、魚津市漁業燃料価格高騰緊急対策事業補助金交付申請書（組合）（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、一括してこれを市長に提出しなければならない。

- （1） 組合経由申請者ごとの補助対象経費の支払を証する書類の写し
 - （2） 組合経由申請者ごとの委任状兼同意書（様式第3号）
 - （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類
- （交付の決定及び通知）

第7条 市長は、前条第1項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否について決定し、魚津市漁業燃料価格高騰緊急対策事業補助金交付決定通知書兼額の確定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条第3項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否について決定し、魚津市漁業燃料価格高騰緊急対策事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、前2項の規定による審査により補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨を当該申請者に通知するものとする。
（概算払請求）

第8条 補助金の交付決定を受けた組合（以下「補助組合」という。）は、魚津市漁業燃料価格高騰緊急対策事業補助金概算払請求書（様式第6号）により、補助金の概算払を請求することができる。

（実績報告）

第9条 補助組合は、組合経由申請者に対して補助金を交付したときは、魚津市漁業燃料価格高騰緊急対策事業補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 組合経由申請者ごとの補助金の支払を証する書類の写し

（2） 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

（額の確定）

第10条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適切であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、魚津市漁業燃料価格高騰緊急対策事業補助金額の確定通知書（様式第8号）により、補助組合に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 第7条第1項の通知を受けた交付申請者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに魚津市漁業燃料価格高騰緊急対策事業補助金請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、当該交付決定者に対し、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第12条 市長は、交付決定者、補助組合及び組合経由申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

（2） 偽りその他不正な方法により補助金の交付を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が交付決定を取り消す必要があると認めるとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(関係書類の保存)

第14条 交付決定者、補助組合及び組合経由申請者は、補助事業に係る経費の内容を明らかにするため、会計帳簿及び関係証拠書類を備え付け、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年9月18日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に第7条第1項又は第2項の規定による交付決定をした補助金の取扱いについては、この告示の失効後もなおその効力を有する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

魚津市長

宛

住 所
氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

魚津市漁業燃料価格高騰緊急対策事業補助金交付申請書兼実績報告書
（個人・法人）

魚津市漁業燃料価格高騰緊急対策事業補助金の交付を受けたいので、魚津市漁業燃料価格高騰緊急対策事業補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請し、併せて実績報告します。また、「誓約・同意事項」について誓約し、及び同意します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 セーフティーネット構築事業積立金額（3 ヶ月分）
金 円
- 3 所属組合
- 4 添付書類
 - （1） 補助対象経費の支払を証する書類の写し
 - （2） 前号に掲げるもののほか、その他市長が必要と認めた書類

「誓約・同意事項」

- 1 本申請書及び添付資料について、虚偽でないこと。
- 2 暴力団員でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- 3 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたこと又はこの要綱の規定に違反したことが判明した場合は、補助金を返還すること。
- 4 魚津市長から、本申請書及び添付資料の内容に関して、調査、報告、関係書類の提出等の求めがあった場合は、これに応じること。

様式第 2 号（第 6 条関係）

年 月 日

魚津市長

宛

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

魚津市漁業燃料価格高騰緊急対策事業補助金交付申請書
（組合）

魚津市漁業燃料価格高騰緊急対策事業補助金の交付を受けたいので、魚津市漁業燃料価格高騰緊急対策事業補助金交付要綱第 6 条第 3 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 対象件数 件

3 セーフティネット構築事業積立金額（3 ヶ月分）
金 円

4 添付書類

- （1） 組合経由申請者ごとの補助対象経費の支払を証する書類の写し
- （2） 組合経由申請者ごとの委任状兼同意書（様式第 3 号）
- （3） 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

様式第 3 号（第 6 条関係）

委任状兼同意書

年 月 日

魚津市長

宛

委任・同意者 住 所
氏 名

私は、下記の者に、令和 7 年度魚津市漁業燃料価格高騰緊急対策事業補助金の交付申請その他一切の行為を委任します。また、「誓約・同意事項」について誓約し、及び同意します。

記

住 所

氏 名

「誓約・同意事項」

- 1 本申請書及び添付資料について、虚偽でないこと。
- 2 暴力団員でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- 3 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたこと又はこの要綱の規定に違反したことが判明した場合は、補助金を返還すること。
- 4 魚津市長から、本申請書及び添付資料の内容に関して、調査、報告、関係書類の提出等の求めがあった場合は、これに応じること。

様式第 4 号（第 7 条関係）

魚津市指令 第 号

住 所
氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

魚津市漁業燃料価格高騰緊急対策事業補助金交付決定通知書兼
額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市漁業燃料価格高騰緊急対策事業
補助金について魚津市漁業燃料価格高騰緊急対策事業補助金交付要綱第 7 条
第 1 項の規定により、次のとおり交付を決定し、併せて額を確定しましたの
で、通知します。

年 月 日

魚津市長



補助金交付決定額（確定額） 金 円

様式第 5 号（第 7 条関係）
魚津市指令 第 号

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

魚津市漁業燃料価格高騰緊急対策事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市漁業燃料価格高騰緊急対策事業補助金について魚津市漁業燃料価格高騰緊急対策事業補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により、次のとおり交付を決定しましたので、通知します。

年 月 日

魚津市長



補助金交付決定額（確定額） 金 円

年 月 日

苑

印

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定及び額の確定のあった魚津市漁業燃料価格高騰緊急対策事業補助金について、魚津市漁業燃料価格高騰緊急対策事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり請求します。

記

2 補助金請求額 金 円

3 振込口座

金融機関名		支店名							
預金種別	普通・当座・その他 ()	口座番号							
フリガナ									
口座名義									

様式第 7 号（第 9 条関係）

年 月 日

魚津市長

宛

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

魚津市漁業燃料価格高騰緊急対策事業補助金実績報告書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定の通知があった魚津市漁業燃料価格高騰緊急対策事業補助金について、魚津市漁業燃料価格高騰緊急対策事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、その実績を次の関係書類を添えて報告します。

記

添付書類

- 1 組合経由申請者ごとの補助金の支払を証する書類の写し
- 2 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

様式第 8 号（第10条関係）
魚津市指令 第 号

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

魚津市漁業燃料価格高騰緊急対策事業補助金額の確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった魚津市漁業燃料価格高騰緊急対策事業補助金について、魚津市漁業燃料価格高騰緊急対策事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり額を確定しましたので、通知します。

年 月 日

魚津市長



- | | | | |
|---|-----------|---|---|
| 1 | 補助金の交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の額の確定額 | 金 | 円 |

年 月 日

住所氏名 (印)

魚津市漁業燃料価格高騰緊急対策事業補助金請求書

記

2 補助金請求額 金 円

金融機関名		支店名							
預金種別	普通・当座・その他 ()	口座番号							
フリガナ									
口座名義									